



# 鳥取県公報

平成 26 年 12 月 16 日(火)  
号外第 1 1 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (55) (経営企画課) . . . . . 3  
鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則 (56) (くらしの安心推進課) . . . . . 4
- ◇ 公安規則 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (3) (生活環境課) . . . . . 5

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

環境省の関係告示が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 特定動物の飼養又は保管の許可等の通知に係る規定中引用する環境省告示の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第55号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年鳥取県条例第48号）中第4条第2項の表の改正規定（鳥取放牧場太陽光発電所の項を加える部分に限る。）の施行期日は平成27年1月5日と、同表の改正規定（鳥取放牧場太陽光発電所の項及び天神浄化センター太陽光発電所の項を加える部分を除く。）の施行期日は同年3月2日とする。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第56号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成14年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定動物の許可等の通知)</p> <p>第3条 知事は、法第26条第1項本文の規定による許可若しくは法第29条の規定による当該許可の取消しをしたとき、又は省令第13条第10号の規定による通知、省令第16条第1項前段の規定による届出若しくは特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）<u>第3条第2号</u>イただし書若しくは口の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知するものとする。</p>	<p>(特定動物の許可等の通知)</p> <p>第3条 知事は、法第26条第1項本文の規定による許可若しくは法第29条の規定による当該許可の取消しをしたとき、又は省令第13条第10号の規定による通知、省令第16条第1項前段の規定による届出若しくは特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）<u>第3条第1号</u>イただし書若しくは口の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を警察本部長に通知するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

## 鳥取県公安委員会規則第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（昭和60年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（ぱちんこ屋等が賞品として提供してはならない物品）</p> <p>第3条 条例第6条第2項第1号の公安委員会が定める物品は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品</p> <p>（5） <u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例</u>（平成25年鳥取県条例第6号）第2条に規定する薬物</p> <p>（6） 略</p>	<p>（ぱちんこ屋等が賞品として提供してはならない物品）</p> <p>第3条 条例第6条第2項第1号の公安委員会が定める物品は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品</p> <p>（5） 略</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。